

(公印省略)
平成27年10月吉日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会
会 長 山 端 和 幸 様

兵庫県住宅供給公社 住宅管理部
業務推進担当部長 高月 建守

特定優良賃貸住宅のオーナーへの住宅返還に伴う了解事項 (依 頼)

秋色次第に濃く、貴協会におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当公社特定優良賃貸住宅の入居促進等につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当公社が管理しております借上型特定優良賃貸住宅については、オーナー様が公社の管理残期間が短くなっていること、また、入居状況等を考慮し、今後の経営方針を多方面からご検討されています。

そのような中、公社の管理期間満了を迎えることなく、早期に住宅返還を受け、民間賃貸住宅での活用や売却されるオーナー様が出てきており、今後同様のことが想定されます。

つきましては、新規申込者の入居直後などに公社の管理が終了した場合、トラブルへと発展する可能性もあるため、事前に新規申込者に対し、下記の了解事項をご説明頂くとともに、別紙書面をご提出いただくようお願い申し上げます。

また、引続き、入居促進業務につきましては、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 公社による管理期間（20年間）満了までに特定優良賃貸住宅の用途が早期終了し、公社が賃貸人及び管理会社ではなくなること。
- (2) 公社の管理終了後、契約家賃・共益費等が改定される場合があること。
- (3) 公社の管理が終了する旨の通知が、公社管理終了直前となる場合があること。

※問い合わせ先 特優賃課 TEL：078-232-9564



平成 年 月 日

兵庫県住宅供給公社 理事長 様

(申込者)

(住 所)

(署 名)

兵庫県住宅供給公社(以下、公社)が管理する借上型特定優良賃貸住宅へ申し込むにあたり、下記の事項について了承します。

記

- (1) 公社による管理期間(20年間)満了までに特定優良賃貸住宅の用途が早期終了し、公社が賃貸人及び管理会社ではなくなること。
- (2) 公社の管理終了後に、契約家賃・共益費等が改定される場合があること。
- (3) 公社の管理が終了する旨の通知が、公社管理終了直前となる場合があること。